

議第101号

京都市桃陽病院条例の一部を改正する条例の制定について

京都市桃陽病院条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年9月22日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市桃陽病院条例の一部を改正する条例

京都市桃陽病院条例の一部を次のように改正する。

第1条中「未成年者」を「20歳未満の者」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

民法の一部改正による成年の年齢の引下げに伴い、京都市桃陽病院における診療及び療養の指導の対象者が20歳未満の者であることを明らかにする必要があるので提案する。